

答 申 情 第 6 3 号

平成 2 9 年 3 月 2 7 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第 1 7 条第 1 項の規定に基づく諮問について (答申)

平成 2 8 年 1 0 月 2 5 日付けこ健増第 7 2 5 号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

強制入院措置に対する不服に関する文書一式の非公開決定事案についての異議申立てに対する決定 (諮問情第 9 6 号)

1 審査会の結論

実施機関が行った公文書非公開決定処分は妥当である。

2 異議申立ての経過

(1) 異議申立人は、平成27年6月19日に、実施機関に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という）第6条第1項の規定により、「強制入院措置に対する不服に関する文書一式（処分の内容がわかる文書、心身状況がわかる文書を含む）直近から2人分」の公開を請求した。

(2) 実施機関は、当該請求に係る公文書として「入院措置一件、緊急措置一件」（以下「本件公文書1」という。）及び「退院等請求について」（以下「本件公文書2」という。）また、本件公文書1及び本件公文書2をまとめて「本件公文書」という。）を特定したうえで、本件公文書を公開しないとの公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）をし、平成27年7月6日付けでその旨及びその理由を次のとおり異議申立人に通知した。

京都市情報公開条例第7条第1号に該当
強制入院措置に対する不服に関する文書一式については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。

(3) 異議申立人は、平成27年9月3日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分の取消しを求める異議申立てをした。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

公文書非公開決定通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 精神障害者等の「措置入院及び緊急措置入院（以下「強制入院」という）等に関する事務について

こころの健康増進センターでは、警察官、検察官等からの精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）に係る申請・通報を契機として事前調査や診察の要否決定等といった措置診察への準備を行い、その診察の結果を踏まえ、精神障害に基づき自傷又は他害行為に及ぶおそれがあると認められたときは、精神科病院に強制入院をさせることができる行政処分を行っている。

また、強制入院中の患者から、退院等の請求の受付及びその請求を審査する精神医療審査会の事務を行っている。

措置入院（法第29条）

都道府県知事は、第27条の規定による診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけまたは他人に害を及ぼすおそれがあると認めた時は、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができる。

緊急措置入院(法第29条の2)

都道府県知事は、前条第1項の要件に該当すると認められる精神障害者又はその疑いのある者について、急速を要し、第27条、第28条および前条の規定による手続を採ることができない場合において、その指定する指定医をして診察をさせた結果、その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人を害するおそれが著しいと認めた時は、その者を前条第一項に規定する精神病院又は指定病院に入院させることができる。

退院等の請求(法第38条の4)

精神科病院に入院中の者又はその家族等は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該入院中の者を退院させ、又は精神科病院の管理者に対し、その者を退院させることを命じ、若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じることができる。

退院等の請求による審査(法第38条の5)

都道府県知事は、前条の規定による請求を受けたときは、当該請求の内容を精神医療審査会に通知し、当該請求に係る入院中の者について、その入院の必要があるかどうか、又はその処遇が適当であるかどうかに関し審査を求めなければならない。

精神医療審査会は、前項の規定により審査を求められたときは、当該審査に係る者について、その入院の必要があるかどうか、又はその処遇が適当であるかどうかに関し審査を行い、その結果を都道府県知事に通知しなければならない。

(2) 本件公文書について

ア 本件公文書1

本件公文書1である「入院措置一件」及び「緊急措置一件」は、法第27条第1項及び第29条の2に基づく、警察署等からの通報書、事前調査書、精神保健指定医が

行った診察の診断書等で構成されている。

イ 本件公文書2

本件公文書2である「退院等の請求について」は、法第38条の4に基づく「退院等請求書」、法第38条の5に基づく審査に必要な、「精神科病院管理者の意見書」、「退院等の請求に関する調査票（医療委員用）」、「退院等の請求に関する調査票（学識及び法律家委員用）」、「退院等の請求に関する審査結果表」等で構成されている。

なお、京都市長の命令による措置入院の不服申立ては、京都府知事に対して行われるものであるため、本件請求である不服に関する文書一式に合致するものはない中、数回の異議申立人との協議を踏まえ、措置入院に関する文書として、「入院措置一件（直近2人分）」、「緊急措置一件（直近2人分）」及び「退院等請求について（直近2人分）」を本件公文書として特定するに至った。

(3) 条例第7条第1号に該当することについて

本件公文書1のうち「通報書」には、個人の氏名、生年月日、住所、発見の時間・場所、精神障害者と認められた具体的状況が記載されている。「事前調査書」には個人及び家族の氏名、生年月日、住所、電話番号、保険の種類、通報内容、通院歴、入院歴、（通院歴および入院歴があれば診断名、医療機関、主治医氏名、主治医の意見）のほか詳細な、生活歴等が記載されている。「診断書」には、個人の氏名、生年月日、住所、職業、病名、生活歴及び現病歴、入院歴、現在の精神状況、医学的総合判断等が記載されている。

また、本件公文書2のうち「退院等請求書」には、患者の氏名、生年月日、住所、入院している精神科病院の名称、請求の趣旨及び理由、請求年月日（代理人による請求の場合には、代理人の氏名、住所、続柄を追加）が記載されている。

「精神科病院管理者の意見書」、「退院等の請求に関する調査票（医療委員用）」、「退院等の請求に関する調査票（学識及び法律家委員用）」及び「退院等の請求に関する審査結果表」には、患者の氏名、生年月日、病状の経過や処遇状況、治療内容、主治医の意見等が記載されている。

いずれの書類に記載されている事項も個人を識別される情報であり、通常他人に知られたくないものと認められる。

これら個人に関するプライバシー性の高い情報は、公開することにより、個人が識別されるほか、本人に不快感や不安等の精神的苦痛を及ぼすことが十分予想され、個人が識別された場合における権利利益の侵害は重大であると考えられる。

よって、本件公文書は条例第7条第1号の「個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないもの」が記録されており、公開することができない文書であることは明らかである。

(4) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 異議申立人の主張

異議申立書によると、異議申立人の主張は、次のとおりである。

条例第7条第1号に該当しない。

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

ア 本件公文書1

本件公文書1である「入院措置一件」及び「緊急措置一件」は、法第27条第1項及び第29条の2に基づく、警察署等からの通報書、事前調査票、精神保健指定医が行った診察の診断書等で構成されている。

イ 本件公文書2

本件公文書2である「退院等の請求について」は、法第38条の4に基づく「退院等請求書」、法第38条の5に基づく審査に必要な、「精神科病院管理者の意見書」、「退院等の請求に関する調査票(医療委員用)」、「退院等の請求に関する調査票(学識及び法律家委員用)」、「退院等の請求に関する審査結果表」等で構成されている。

(2) 条例第7条第1号該当性について

実施機関は、本件公文書に記載されている事項は、個人が識別される情報であり、通常他人に知られたくないものと認められ、公開することにより、本人に不快感や不安等の精神的苦痛を及ぼすことが十分予想され、個人が識別された場合における権利利益の侵害は重大であるとして、本件公文書は条例第7条第1号に該当すると主張するので、この点について検討する。

ア 本件公文書1のうち「通報書」には、個人の氏名、生年月日、住所、発見の時間・場所、精神障害者と認められた具体的状況が記載されている。「事前調査票」には個人及び家族の氏名、生年月日、住所、電話番号、保険の種類、通報内容、通院歴、入院歴、(通院歴および入院歴があれば診断名、医療機関、主治医氏名、主治医の意見)のほか詳細な生活歴等が記載されている。「診断書」には、個人の氏名、生年月日、住所、職業、病名、生活歴及び現病歴、入院歴、現在の精神状況、医学的総合判断等が記載されている。

イ また、本件公文書2のうち「退院等請求書」には、患者の氏名、生年月日、住所、

入院している精神科病院の名称，請求の趣旨及び理由，請求年月日（代理人による請求の場合には，代理人の氏名，住所，続柄を追加）が記載されている。「精神科病院管理者の意見書」，「退院等の請求に関する調査票（医療委員用）」，「退院等の請求に関する調査票（学識及び法律家委員用）」及び「退院等の請求に関する審査結果表」には，患者の氏名，生年月日，病状の経過や処遇状況，治療内容，主治医の意見等が記載されている。

ウ 上記ア及びイのとおり，本件公文書には，通常他人に知られたくない度合いが極めて強い，内面的，身体的な状態等を示すような個人の機微に関する情報が多数含まれており，公開することにより，個人が識別されるおそれがあるほか，本人及び関係者に不快感や不安等の精神的苦痛を及ぼすことが十分予想されるなど，個人が識別された場合における権利利益の侵害の程度は重大であると認められるため，本件公文書は，全体を一つの個人の機微に関する情報と判断し，条例第7条第1号に該当するものと判断する。

(3) 以上により，「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成28年10月25日 諮問

11月22日 実施機関からの理由説明書の提出

平成29年 1月30日 実施機関の職員の理由説明（平成28年度第8回会議）

2月28日 審議（平成28年度第9回会議）

3月27日 審議（平成28年度第10回会議）

※ 異議申立人から意見陳述の希望がなかったため，意見の聴取は行わなかった。また，異議申立人から意見書の提出はなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 佐伯 彰洋）